

令和4年10月28日

山梨県知事 殿

不祥事案に係る原因究明委員会報告書

不祥事案に係る原因究明委員会委員 弁護士 松 崎 勝

同 弁護士 石 川 重 弘

同 弁護士 柿 原 幹 子

第1 はじめに

不祥事案に係る原因究明委員会（以下「本委員会」という。）は、山梨県知事において、令和4年5月9日、山梨県附属機関の設置に関する条例2条3項に基づき、設置したものである。

本委員会の担当事務については、同条例2条4項の規定に基づく告示において、「甲府地方裁判所令和4年（わ）第39号事件において対象とされている農政部職員による恐喝・収賄事件に係る、原因究明に関する事務」とされており、また、本委員会の目的は、令和4年5月9日施行の「不祥事案に係る原因究明委員会運営要綱」第2条において、「甲府地方裁判所令和4年（わ）第39号事件において対象とされている農政部職員による恐喝・収賄事件に関し、事件の起こった背景を詳細に検討し、原因を究明することで、有効な再発防止策に繋げる。」ものと定められている。

本委員会の委員3名は、令和4年5月9日、山梨県知事から委員の委嘱を受けたものであり、委嘱期間は、当初、同年6月30日までとされていたが、甲府地方裁判所令和4年（わ）第39号事件（以下「本件公判事件」という。）の公判手続の終結前であったことから、同年9月30日までと延長され、さらに、本報告書の作成準備のために、同年10月31日までと延長されたものである。

本委員会は、令和4年5月12日（第1回）、同年6月14日（第2回）、同月30日（第3回）、同年9月16日（第4回）、同月28日（第5回）及び同年10月28日（第6回）、それぞれWeb会議の方式により委員会を開催し、その間、農政部農政総務課から、必要な資料の提出等を受けるとともに、同年8月18日、委員2名において甲府地方検察庁まで赴いて本件公判事件の訴訟記録を閲覧するなどして、本件不祥事案に係る原因究明等の担当事務を行った。

本報告書は、本委員会における上記担当事務の結果を報告するものである。

第2 本件公判事件における公訴事実の内容等

前記のとおり、本委員会の目的は、「甲府地方裁判所令和4年（わ）第39号事件において対象とされている農政部職員による恐喝・収賄事件に関し、事件の起こっ

た背景を詳細に検討し、原因を究明する」ことにある。そこで、はじめに、本件公判事件における公訴事実の内容等について、以下のとおり確認する。

1 本件公判事件における起訴状記載の公訴事実等は、太要、以下のとおりである。

(1) 公訴事実

被告人（以下「本職員」という。）は、山梨県農政部耕地課技術管理担当副主査として、同県で使用する積算システム等の管理、運用等を担当し、山梨県土地改良事業団体連合会（以下「県土連」という。）が同県と随意契約を締結して運用保守業務を行っている農地基盤地理情報GISシステム（以下「本システム」という。）に関する事務等に従事していたものであるが

第1 本システムの不備等に因縁を付け、県土連において本システムの運用保守業務等に従事していた県土連職員Aから、同人に対する指導料名目で金銭を脅し取ろうと考え、令和2年2月21日、山梨県自治会館5階所在の県土連製図室において、同人に対し、「指導料を支払え。お前の不正を上には言え、指名停止になり、お前は会社にいられなくなる。どうなってもいいのか。」旨申し向けて金銭を要求し、同要求に応じなければ、同人の名誉等に危害を加えかねない氣勢を示して脅迫するとともに、同要求に応じれば、同人の名誉等に危害を加えることなく、同人らの業務を円滑に遂行させるなどの有利かつ便宜な取り計らいをする旨申し向け、同人をしてその旨畏怖させ、同日、同所において、同人から現金7万円の交付を受け、もって人を恐喝して財物を交付させるとともに、自己の職務に関して賄賂を收受し（以下「本件公訴事実1」という。）、

第2 本システムの不備等に因縁を付け、前記県土連職員Aから、同人に対する指導料等の名目で金銭を脅し取るとともに、内容虚偽の念書及び借用書を作成させようと考え、令和3年11月26日から同年12月9日までの間、本職員方において、電話で、県土連職員Aに対し、「お前を指導した指導料と迷惑料を払え。俺の言うとおりの念書を出せ。GISの契約を破棄する。過去のことをばらせば、指名停止になり、会社を首になる。」「プロジェクト計画書と新システムの提案について、OKを出す。」「借用書を書け。」旨申し向けて金銭の交付を要求し、これらの要求に応じなければ、県土連職員Aの名

誉等に危害を加えかねない気勢を示して脅迫するとともに、同要求に応じれば、同人の名誉等に危害を加えることなく、同人らの業務を円滑に遂行させるなどの有利かつ便宜な取り計らいをする旨申し向け、同人をしてその旨畏怖させ、よって、同年11月26日から同年12月9日までの間、山梨県自治会館5階所在の県土連事務室において、同人をして、「私が仕事の資料を送付する時間を守らず、遅延の連絡も入れなかった事により、送付先である〇〇氏（委員会注：本職員）にご心配をかけ、血圧を上げる原因を起こした事に対し大変申し訳ございませんでした。」「今後も同じような事を行いましたら退職願を提出いたします。」などと記載した念書及び県土連職員Aを借主とする額面3万円の借用書をそれぞれ作成させた上、同月13日、山梨県庁本館6階所在の山梨県農政部耕地課において、同人から、現金1万円、前記念書及び同借用書が入った封筒の交付を受け、もって人を恐喝して財物を交付させるとともに、自己の職務に関して賄賂を収受した上、人に義務のないことを行わせた（以下「本件公訴事実2」という。）

ものである。

(2) 罪名及び罰条

第1 本件公訴事実1 恐喝、収賄 刑法249条1項、197条1項前段

第2 本件公訴事実2 恐喝、収賄、強要 刑法249条1項、197条1項前段、223条1項

2 本件公判事件の経緯は、大要、以下のとおりである。

(1) 令和4年2月21日、公訴提起

(2) 令和4年4月18日、第1回公判期日

公訴事実に対する認否（全て認める。）、検察官の冒頭陳述及び証拠調べ請求（全て同意）、弁護側の立証（情状証人、被告人（本職員）の妻）、被告人質問

(3) 令和4年5月16日、第2回公判期日

論告及び求刑（求刑懲役2年、追徴金8万円）、最終陳述

(4) 令和4年6月6日、第3回公判期日

判決言渡し（本件公訴事実1及び同2の事実を認定し、懲役2年・執行猶予3

年、追徴金 8 万円の有罪判決を言渡し)

第3 本委員会において確認した事実等

前記のとおり、本件公判事件については、本件公訴事実 1 及び同 2 の事実が認定されて有罪判決が言い渡されたものである。本委員会は、本件公判事件について、本件公訴事実 1 及び同 2 の事実が認定されたことを踏まえて、さらに、その経緯、背景等に関して重要と思われる事実について、以下のとおり確認した。

1 本職員の経歴等

本職員は、大学において土木工学を履修し、昭和 63 年 4 月、山梨県職員として採用されたものである。

本職員の山梨県職員としての経歴等は、以下のとおりである。

- (1) 昭和 63 年 4 月から平成 3 年 3 月まで、峡北土地改良事務所 計画課計画調整担当技師
- (2) 平成 3 年 4 月から平成 6 年 3 月まで、農政部耕地課 工事管理担当技師
- (3) 平成 6 年 4 月から平成 7 年 3 月まで、笛吹川沿岸土地改良事務所 管路工事担当技師
- (4) 平成 7 年 4 月から平成 9 年 3 月まで、農政部耕地課 工事管理担当主任
- (5) 平成 9 年 4 月から平成 13 年 3 月まで、峡北土地改良事務所 圃場整備課南部建設担当主任
- (6) 平成 13 年 4 月から平成 14 年 3 月まで、峡北地域振興局農務部 建設課圃場整備担当主任
- (7) 平成 14 年 4 月から平成 17 年 3 月まで、峡東地域振興局農務部 建設課農道整備担当主任
- (8) 平成 17 年 4 月から平成 22 年 3 月まで、農政部耕地課 技術管理担当主任
- (9) 平成 22 年 4 月から平成 22 年 6 月まで、農政部耕地課 農地整備担当副主査
- (10) 平成 22 年 6 月から令和 3 年 12 月まで、農政部耕地課 技術管理担当副主査
- (11) 令和 3 年 12 月から令和 4 年 6 月 1 日まで、農政部農政総務課 副主査

(12) 令和4年6月1日、懲戒免職処分

2 農政部耕地課の組織及び人員等

令和3年4月1日時点において、農政部耕地課は、正規職員23名で構成されており、課長1名、総括課長補佐1名、技術指導監1名、課長補佐3名の下に、各担当職員が配されており、そのうち「技術管理担当」の職員として3名（リーダー主査1名、副主査1名、技術1名）が配され、本職員は、上記1(10)のとおり、「技術管理担当」副主査の地位にあったものである。

3 本システムの運用保守業務の体制

本システムの運用保守業務にあたっては、本職員が属する農政部耕地課技術管理担当（リーダー及び本職員を含む担当職員2名）が実務担当者として、契約先である県土連との対応にあたり、業務を管理し、業務の遂行状況や成果等を、耕地課課長、同課長補佐等に報告することとなっていた。

なお、本システムに関する県土連との間の契約については、農政部農政総務課課長が決裁権限を有していた。

4 本件公訴事実1に関する経緯等

(1) 山梨県は県土連との間で、本システムの運用保守業務に関する随意契約を締結し、県土連職員Aは、同契約に基づく運用保守業務を担当していた。

(2) 県土連職員Aは、本システムの運用保守業務に当たり、本システムに契約内容とは異なるデータベースソフトをインストールし、これを正しいソフトウェアに戻すことを怠った。

(3) 本職員は、県土連職員Aに対し、上記(2)の過誤について問い質すとともに、県土連が作成及び提出した業務計画書等の記載内容の不備等について問い質した上で、その顛末をまとめた「中間報告書」の作成及び提出を求めた。これを受けて、県土連職員Aは、「中間報告書」の作成を進めたが、その過程において、本職員は、県土連職員Aに対し、「中間報告書」の記載内容等について、ことごとく注文を付けるなどした。

- (4) 県土連職員Aは、県土連作成名義の「平成31年度 農地基盤地理情報システムGIS運用保守委託業務 中間報告書 平成31年4月1日から令和2年2月21日まで」と題する「中間報告書」を作成し、これを本職員に提出した。
- (5) 本職員は、上記(4)のとおり県土連職員Aから提出を受けた「中間報告書」を、上司らに提出することはなかったばかりか、「中間報告書」の提出を受けたこと自体も、上司らに報告することはなかった。
- (6) 本職員は、県土連職員Aから20万円を渡されたが、そのうち13万円を県土連職員Aに返し、残額の7万円を領得したものであり、その後、本職員は、上記7万円で、腕時計を購入した。

5 本件公訴事実2に関する経緯等

- (1) 県土連においては、農地に関する情報データを更新するためのプロジェクト(農地情報更新プロジェクト)を策定することになった。
- (2) 令和3年7月以降、県土連職員Aは、農地情報更新プロジェクトの策定にかかる書面の作成業務を担当して行っていたところ、本職員は、県土連職員Aに対し、上記のとおり作成中の書面の記載内容等について、ことごとく注文を付けるなどした。
- (3) 農地情報更新プロジェクトの策定にかかる書面は、令和3年11月末を目処に作成が進められていたところ、同年11月末までには提出されず、同年12月13日に、県土連作成名義の「農地情報更新プロジェクト」と題する書面が提出された。本職員は、書面の作成が遅れたことについても、県土連職員Aに対し、叱責するなどしていた。
- (4) なお、上記「農地情報更新プロジェクト」と題する書面の末尾の「あとがき」には、「プロジェクト書を作成するにあたり、農政部耕地課の貴重なご意見、適切なアドバイスをいただいたことに感謝申し上げます」と記載されている。
- (5) 本職員は、県土連職員Aに対し、5万円の交付を要求したが、県土連職員が1万円だけを交付したことから、さらに、額面3万円の借用書を記載させたものである。

(6) 令和3年12月15日、県土連職員Aは、県土連の上司に対し、「本職員から恫喝のもと金銭を要求され、それに応じた。」旨を相談・報告し、同日、県土連は、その旨を、農政部耕地課へ通報した。

6 本件公判事件における本職員の上司ら及び本職員の供述の内容

(1) 本職員の上司であった者は、本件公判事件の捜査において、「システム関係は、皆が苦手とする業務であるのに対し、本職員はシステム関係のエキスパートとして業務に当たっていた。」旨供述している。

(2) 本職員の上司であった者は、本件公判事件の捜査において、「支出負担行為の決裁文書に添付されている県土連との間の契約文書は、実質的には本職員が作成したものであった。」、「本システムの更新プロジェクトについても、上司は詳しい内容が分からず、皆が本職員に一任している状況であった。」、「本件公判事件にかかる事実が発覚し、本職員が農政部農政総務課へ異動になった直後は、本システムに関する業務の内容がブラックボックス化し、誰も分からないという状況が生じた。」旨供述している。

(3) 本職員は、本件公判事件の公判において、県土連との間のことについて上司に相談していたが、上司から「システムのことは分からないから、全て任せる。」と言われていた旨供述している。

(4) 本職員は、本件公判事件の捜査において、「本システムに関する実質的な責任者は自分であった。」、「本システムに関する契約の可否や契約内容の更新等についても、自分が実質的な権限を持っていた。」旨供述している。

(5) 本職員は、本件公判事件の捜査において、「県土連職員Aが、残業代をもらっているのが悔しかった。」、「県土連職員Aが、フルオプション付きの車、iPad Pro、BOSEのヘッドフォンなど、本職員が所持していない商品を使っているのを見て、羨ましかった。」、「本職員の小遣いは月1万5000円であった。」、「お金が欲しいという気持ちが抑えられなかった。」旨供述している。

(6) 本職員は、本件公判事件の捜査において、県土連職員Aとの関係について、「お互いにシステム担当者ということもあり、やり取りを重ねるうちに、業者と

の関係ではなく、友達として、先輩として、時には師匠として、付き合うようになった。」旨供述している。

7 山梨県における公益通報制度の整備の状況等

- (1) 本件公訴事実1及び同2の当時、山梨県では、「山梨県職員公益通報制度取扱要綱」（平成20年4月1日施行）が定められていた。同要綱は、「職員からの公益通報に関し必要な事項を定め」として（同要綱1条）、「この要綱において「職員」とは、議会事務局、知事部局、企業局、人事委員会事務局及び教育委員会（以下「県の各機関」という。）の職員をいう。」と規定し（同要綱2条1項）、この制度を利用する通報者の範囲を「県の各機関の職員」に限定するものであったが、山梨県では、上記要綱とは別に、「山梨県職員公益通報制度取扱要綱の策定について」と題する書面において、「工事請負及び委託契約等、県が事業者となる契約先の労働者からの通報についても、法の趣旨に則り、本要綱に準じて取り扱うものとする。」として、この制度を利用する通報者に、「工事請負及び委託契約等、県が事業者となる契約先の労働者」も含まれるものとしていた。
- (2) その後、山梨県においては、公益通報者保護法の一部を改正する法律（令和2年法律第51号）の施行（令和4年6月1日施行）に合わせて、「山梨県職員等公益通報制度取扱要綱」（令和4年6月1日施行）を定めた。同要綱は、「職員等からの公益通報に関し必要な事項を定め」として（同要綱1条）、「この要綱において「職員等」とは、議会事務局、知事部局、企業局、人事委員会事務局及び教育委員会（以下「県の各機関」という。）の職員若しくは通報の日前1年以内に県の各機関の職員であった者又は県と他の事業者が契約に基づいて事業等を行う場合における当該事業等に従事する者若しくは通報の日前1年以内に当該事業等に従事する者であった者をいう。」として（同要綱2条1項）、この制度を利用する通報者の範囲を、「県の各機関の職員」等に加えて、「県と他の事業者が契約に基づいて事業等を行う場合における当該事業等に従事する者」等も含まれることが明記された。
- (3) 山梨県における公益通報制度の利用の実績は、上記(1)の要綱に基づくもの、上記(2)の要綱に基づくものを通じて、0件である。

第4 本件不祥事案の原因について

1 本職員に関する原因

本件は、当初、県土連職員Aが、本システムに契約内容と異なるデータベースソフトをインストールし、これを正しいソフトウェアに戻すことを怠ったことをきっかけとするものである。

このことをきっかけとして、本職員が、県土連職員Aに対し、本システムの運用保守業務の内容の確認を求めるなどすること自体は、正当な業務であるが、そのやり取りの中で、場合によっては、本職員が、県土連職員Aに対し、厳しい態度で叱責する等の言動に及ぶことも、考えられないではない。

しかしながら、本職員において、かかる言動を越えて、県土連職員Aに対し、金銭の支払いを要求するなどということは、県職員として、およそ考え難い行為であったという以外にない。

前記第3の事実によれば、本職員は、本システムに精通し、県土連職員Aに対して指導する立場にあるとの自負を有していたところ、県土連職員Aにおいて、本職員が所持していない商品を使っているのを見て、悔しい、羨ましいという気持ちを抱き、こうした感情が高じて、県土連職員Aに対し、指導の対価的な意味を有する金銭の支払を要求するという行動に出たものでないかと推測されるどころ、かかる感情の動き等には、本職員の特異な性格やものとのとらえ方が大きく影響しているものと考えられる。

2 山梨県に関する原因

(1) 前記のとおり、①本職員は、平成17年4月から本件が発覚した後の令和3年12月まで、16年余りの間、農政部耕地課に配属されていたものであり、そのうち平成22年4月から同年6月までの間を除いて、「技術管理担当主任」、「技術管理担当副主査」の職に配置されていたこと、②本職員の上司らは、「システム関係は、皆が苦手とする業務であるのに対し、本職員はシステム関係のエキスパートとして業務に当たっていた。」、「支出負担行為の決裁文書に添付されている県土連との間の契約文書は、実質的には本職員が作成したものであった。」、「本システムの更新プロジェクトについても、上司は詳しい内容が分からず、皆が本職員に

一任している状況であった。」「本件公判事件にかかる事実が発覚し、本職員が農政部農政総務課へ異動になった直後は、本システムに関する業務の内容がブラックボックス化し、誰も分からないという状況が生じた。」旨供述し、本職員も、「県土連との間のことについて上司に相談したが、「システムのことは分からないから、全て任せる。」と言われていた」、「本システムに関する実質的な責任者は自分であった。」「本システムに関する契約の可否や契約内容の更新等についても、自分が実質的な権限を持っていた。」旨供述していること、③本職員が県土連職員に作成させた県土連作成名義の「中間報告書」は、本職員から上司らに対して何らの報告もされず提出もされていなかったことなどからすると、農政部耕地課の中において、本システムに関係する業務については、実質的に本職員に一任し、上司を含めた他の職員がチェックすることもないという状況が生じていたものと考えざるを得ない。

- (2) 本件は、こうした状況のもとにおいて起きたものであり、本職員において、本システムに関することであれば、何をやっても誰も口出しすることがないという思いが生じていたことが推認され、このことが、本職員において、前記のとおり、およそ考え難い行為に及ぶに至ったことに、重要な影響を与えていたものと考えられる。
- (3) 実際に、本件は、前記のとおり、本職員が、本件公訴事実2の行為に及ぶに至った後、本職員が上司に相談・報告することにより発覚したものであり、仮に、本職員が、本件公訴事実1の行為に及んだ後、本件公訴事実2の行為に及ぶことがなかったとすれば、発覚するに至らなかった可能性もあるものと考えられる。
- (4) 以上によれば、本件に関する原因として、農政部耕地課の中において、本システムに関係する業務について、およそ全てを本職員に一任し、上司を含めた他の職員がチェックすることもないという状況が生じていたことがあると考えざるを得ない。

さらにその原因として、本職員の上司らを含めて、農政部耕地課の職員らにおけるコンプライアンス意識の希薄さを挙げることができるが、より組織的な要因としては、本職員が、16年余りの間、農政部耕地課に配属され、その間、本システムに関わる職に配置され続けていたことを挙げざるを得ない。

- (5) 上記のほか、山梨県に関する原因として、公益通報制度の問題が挙げられるが、これについては、後記3(3)において触れることとする。

3 県土連及び県土連職員Aに関する原因

- (1) 県土連職員Aは、本職員が本件公訴事実1の行為に及ぼうとした時点において、上司に報告する等の対応を採るべきであったにもかかわらず、こうした対応を採っていないものである。もし、県土連職員Aにおいて、早期に上司に報告する等の対応を採っていたら、本件は未然に防ぐことができたものである。

県土連職員Aにおいて、早期に上司に報告する等の対応を採ることができなかったのは、本システムに関することについては、本職員との関係を含めて、自らで対応する以外にはないという心理状態に陥っていたことによるものであると推測される。

- (2) 前述のとおり、本件は、当初、県土連職員Aが、本システムに契約内容と異なるデータベースソフトをインストールし、これを正しいソフトウェアに戻すことを怠るという過誤をきっかけとするものであるところ、こうした過誤が一職員のミスによるものであったとしても、県土連においては、その後の対応を一職員だけに当たらせるのではなく、県との間での契約締結者の立場において、組織として対応すべきものであったことは明らかである。

それにもかかわらず、県土連においては、上記の対応を県土連職員Aのみに当たらせていたものであるし、さらに、前述のとおり、本システムに関することについては、本職員との関係を含めて、県土連職員Aにおいて対応する以外にはないと思わせる状況を作出していたものであると考えざるを得ない。そして、このことが、前記のとおり、県土連職員Aにおいて、早期に上司に報告する等の対応を採ることを妨げさせたものであると考えざるを得ない。

- (3) 上記のとおり、県土連職員Aにおいて、上司に報告・相談することもできず、自らで対応する以外にはないという心理状態に陥った場合に、最後の相談窓口として機能することが期待されるのが、公益相談通報窓口である。

ところが、本件においては、県土連職員Aから公益相談通報窓口相談・通報が入られることはなかったものであり、山梨県の公益相談通報窓口が、最後の相談窓口としての機能を十分に果たしていたのかが問われなければならないことになる。

4 結論

以上によれば、本件は、前記2のとおり、農政部耕地課の中において、本システムに関する業務については、実質的に本職員に一任し、上司を含めた他の職員がチェックすることもないという状況が生じていたことを背景に、前記3のとおり、県土連においても、組織として適切な対応がなされず、県土連職員Aにおいて、山梨県の公益相談通報窓口相談・通報することもないという状況の下で、前記1のとおり、本職員の特異な性格ないしものとの見え方が相俟って生じたものであると考えられる。

第5 再発防止に向けた提言

1 適正なジョブローテーションの実施について

(1) 前述のとおり、本件不祥事案の背景として、農政部耕地課の中においては、本システムに関する業務については、実質的に本職員に一任し、上司を含めた他の職員がチェックすることもないという状況が生じていたことが挙げられ、その原因として、職員らのコンプライアンス意識の希薄さに加えて、より組織的な要因として、本職員が、16年余りの間、農政部耕地課に配属され、その間、「技術管理担当主任」、「技術管理担当副主査」として、本システムに関する業務を担当し続けていたことを挙げざるを得ない。

(2) 前述のとおり、本職員は、16年余りの間、農政部耕地課に配属され続けていたものであるが、これは、いわゆるジョブローテーション（定期的に職場を異動し、または、職務を変更する制度）が関係する問題である。

一般に、ジョブローテーションの目的としては、①組織内の様々な職種や部署を経験させることで人材を育成すること、②業務の属人化（特定の職員が担当している業務を他の職員が担当することができず、当該職員が欠けたときに業務に

支障が生じる事態が生じること)を防止すること、③不正、癒着を防止することが挙げられる。

上記のうち、③「不正、癒着を防止すること」については、職員のコンプライアンス意識を高める指導・教育を行うことはもとよりとして、特に、地方公共団体においては、原則として、一定のジョブローテーションを実施する体制を整えることが求められる。この点、国家公務員倫理規程においては、異動後の3年間は引き続き「利害関係者」とみなす(同規程2条2項)と規定するなど、国家公務員と「利害関係者」との間での癒着等のおそれについて、厳格な態度で臨んでいる。かかる趣旨は、地方公共団体の職員にも当てはまるものであり、利害関係者との間での癒着のおそれについては、厳格な態度で臨むことが求められるものである。

- (3) 特に、本件においては、山梨県における農地政策等の基盤として利用される本システムの運用及び保守という重要な業務について、山梨県が県土連に対して委託を行い、県土連がこれを受託するという関係にあったのであるから、かかる契約関係にある相手方と接する立場にある職員については、「利害関係者」との間での癒着のおそれに鑑みて、厳格に定期的なジョブローテーションを実施することが求められるものというべきである。

それにもかかわらず、本システムの運用及び保守という業務を担当する農政部耕地課職員について、前記のとおり、16年余りという長期間にわたって異動が行われなかったということは、それ自体、通常では考え難いことであって、県民の眼から見て、相互に癒着が生じているのではないかとの疑いを生じかねないものであったといわざるを得ない。

- (4) この点について、山梨県においては、本職員の意向に沿う形で、本職員の適性に合致する職場として、農政部耕地課の技術管理担当の職に配属を続け、その結果として、本来のジョブローテーションの例外として、極めて長期間にわたって異動が行われなかったものであることが窺われる。

しかしながら、本職員について、農政部耕地課の技術管理担当以外の職に就くことがおよそ不可能な事情があったと認めることはできないのであり、前述のとおり、特に、契約関係にある相手方と接する立場にある職員については、癒着の

おそれに鑑みて、厳格に定期的なジョブローテーションを実施することが求められることからすれば、本職員について、16年余りという長期間にわたって異動が行われないことを正当化する事情は、およそ見付けることができないものといわざるを得ない。

- (5) 山梨県においては、職員の異動について、原則としては適正なジョブローテーションが実施されているとしても、原則に従ったジョブローテーションが行われていない職員について、特に、本件のように、外部との契約関係等の利害関係が生じる部署の職員について、職員の希望や意向に配慮しつつも、異動の必要性との関係で、適正なジョブローテーションが実施されているかどうかという点について、不断の点検と確認を行うべきであることを提言する。

2 公益通報制度の適切な運用について

- (1) 前述のとおり、本件公訴事実1及び同2の当時、山梨県においては、「山梨県職員公益通報制度取扱要綱」（平成20年4月1日施行）が定められていたところ、同要綱には明記されていないものの、同要綱の施行に際しては、「山梨県職員公益通報制度取扱要綱の策定について」と題する書面において、「工事請負及び委託契約等、県が事業者となる契約先の労働者」についても、上記要綱を準用することで、上記要綱に基づいて設置された公益相談通報窓口を利用して通報することができるものとされていたものである。したがって、県土連職員Aについても、上記要綱によって設けられていた公益相談通報窓口へ相談・通報するという道が開かれていたことになる。

さらに、前述のとおり、山梨県においては、本件の後、「山梨県職員等公益通報制度取扱要綱」（令和4年6月1日施行）が定められ、公益通報制度を利用する通報者の範囲が、「県の各機関の職員」等に加えて、「県と他の事業者が契約に基づいて事業等を行う場合における当該事業等に従事する者」等についても、公益相談通報窓口を利用して通報することができることが明記されている。したがって、上記要綱によれば、本件における県土連職員Aは、「県と他の事業者が契約に基づいて事業等を行う場合における当該事業等に従事する者」に該当するものであり、上記要綱が適切に運用されるのであれば、公益通報制度の利用を通じて、本件公

訴事実1及び2と同様の不祥事を未然に防ぐことを期待することができるものといえる。

- (2) ただし、本件においては、実際に、県土連職員Aから公益相談通報窓口への相談・通報が入られることはなかったものであるし、前述のとおり、山梨県においては、「山梨県職員公益通報制度取扱要綱」（平成20年4月1日施行）の施行後、14年余りが経過しているところ、これまでの間、公益通報制度の利用の実績は0件であるとされている（なお、山梨県においては、上記要綱に基づく通報制度とは別に、県民一般から県民生活センターへの通報を受ける制度も設けられているが、本報告書は、上記要綱に基づく通報制度に絞って述べるものである。）。

こうしたことから、山梨県においては、本件を含めて、公益通報すべき事案が発生しているにもかかわらず、公益通報に繋がらなかったケースが存在しているのではないかという疑念を抱かれるおそれがないとはいえない。したがって、山梨県においては、かかる疑念を抱かれることのないように、公益通報制度が十分に機能する形で、同制度を適切に運用していくことが求められるものである。

- (3) 公益通報制度が適切に運用されるためには、制度の存在が周知されていることは当然の前提として、利用者（通報者）にとって制度を利用することに対する十分な信頼が醸成されていることが不可欠である。公益通報制度に対する信頼とは、通報すれば適切に処理されるという信頼、及び、通報しても情報が漏洩することなく通報者が保護されるという信頼を柱とするものである。

この点に関して、スルガ銀行の不正融資問題の事案においては、公益通報制度が十分に整えられていたにもかかわらず、これが適切に運用されていなかったことが指摘されており、同問題に関する第三者委員会の調査報告書（公表版）では、「内部通報制度は・・・全く信頼されておらず機能していなかった」と厳しく指摘されているところである。

- (4) 山梨県においては、新たに施行された「山梨県職員等公益通報制度取扱要綱」（令和4年6月1日施行）について、利用者（通報者）に対する周知徹底をはかるとともに、利用者（通報者）にとっての公益通報制度に対する信頼が十分に醸成されるように、制度の運用について、不断の点検と改善を行うべきであることを提言する。

具体的には、制度の周知徹底に当たっては、単に、制度の存在を知らせるだけでなく、制度の趣旨が正しく理解されるように努めるとともに、当該制度を利用して通報した場合には、確実に適切な処理がなされ、かつ、利用者（通報者）が保護されるものであることについても、十分な認識と理解が得られるように、これまで以上に努めるべきであることを提言する。

なお、今後、制度を利用した通報がされたときに、実際に、確実に適切な処理が行われ、かつ、利用者（通報者）が保護されることは、その後の制度に対する信頼にとって、決定的に重要なものとなることを付言する。

第6 おわりに

- 1 本件公判事件の起訴状に記載された罪名及び罰条から明らかなおお、本件不祥事案は、公務員として絶対に許されない収賄事件であるにとどまらず、恐喝、強要事件という特殊な事案である。
- 2 公務員にとって、収賄罪など絶対に行ってはならない犯罪行為であることは、まさに自明の理というべきものであるが、本職員は、収賄罪のみならず、恐喝罪、強要罪という犯罪をも行っているのであり、表現の問題はあるものの、まさに本件不祥事案は、驚くべき事案と言っても決して過言のないものである。
- 3 本件不祥事案については、すでに述べたとおり、本職員の特異な性格やものものとのとらえ方にも原因があることは、これを否定できないものの、本職員の特異な性格やものものとのとらえ方に根本原因があるとして放置することは許されないものと本委員会としては考えるものであり、今後同種の不祥事案を生じさせないためにも、山梨県において、システムの問題もあるとの見地に立って、検討する必要があると判断するものである。
- 4 最後に、本委員会は、限られた時間、限られた資料（例えば、本件公判事件の訴訟記録については、閲覧は認められたものの、謄写は許されなかった。）をもとに本報告書を作成したものであることを申し添える次第である。

以上